経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定による届出を行うときは、七月三十一日まで」を加える。

第九条の三第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）」を加える。

第十条第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）」を加える。

第十五条第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）」を加える。

第二十条第一項中「第十三条第一項の届出」を削り、「第三十五条第一項、第二項若しくは第六項の届出」を「第三十五条第一項若しくは第二項の届出」に改め、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）」を「情報通信技術利用法」に改め、「（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十条の二第一項中「法第八条第一項又は第九条第一項の届出」を「法第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の届出」に改め、同項第二号中「法第八条第一項又は第九条第一項の規定」を「法第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織を使用して行う場合において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十一条第二項の規定により付与された届出者等コードを前項の規定に基づく電子計算機から入力することをいう。

附　則

この省令は、平成二十七年三月十六日から施行する。